

中世「骨寺村在家絵図」に描かれた小村落

—保有耕地の復元から考究する歴史時代における 散居村落・小村落の成立と構造・(3)一

岡 村 光 展

はしがき

- 第Ⅰ章 陸奥国骨寺村絵図（「骨寺村在家絵図」）に描かれた景観
- 第Ⅱ章 明治前期における本寺（骨寺）地区の耕地
- 第Ⅲ章 「在家絵図」に描かれている水田ブロックの明治前期における所有状況
- 第Ⅳ章 同族的紐帯の存在と村落
- 第Ⅴ章 結び

キーワード：平泉世界遺産登録申請地区，在家，中世在家絵図，同族的紐帯，小村落

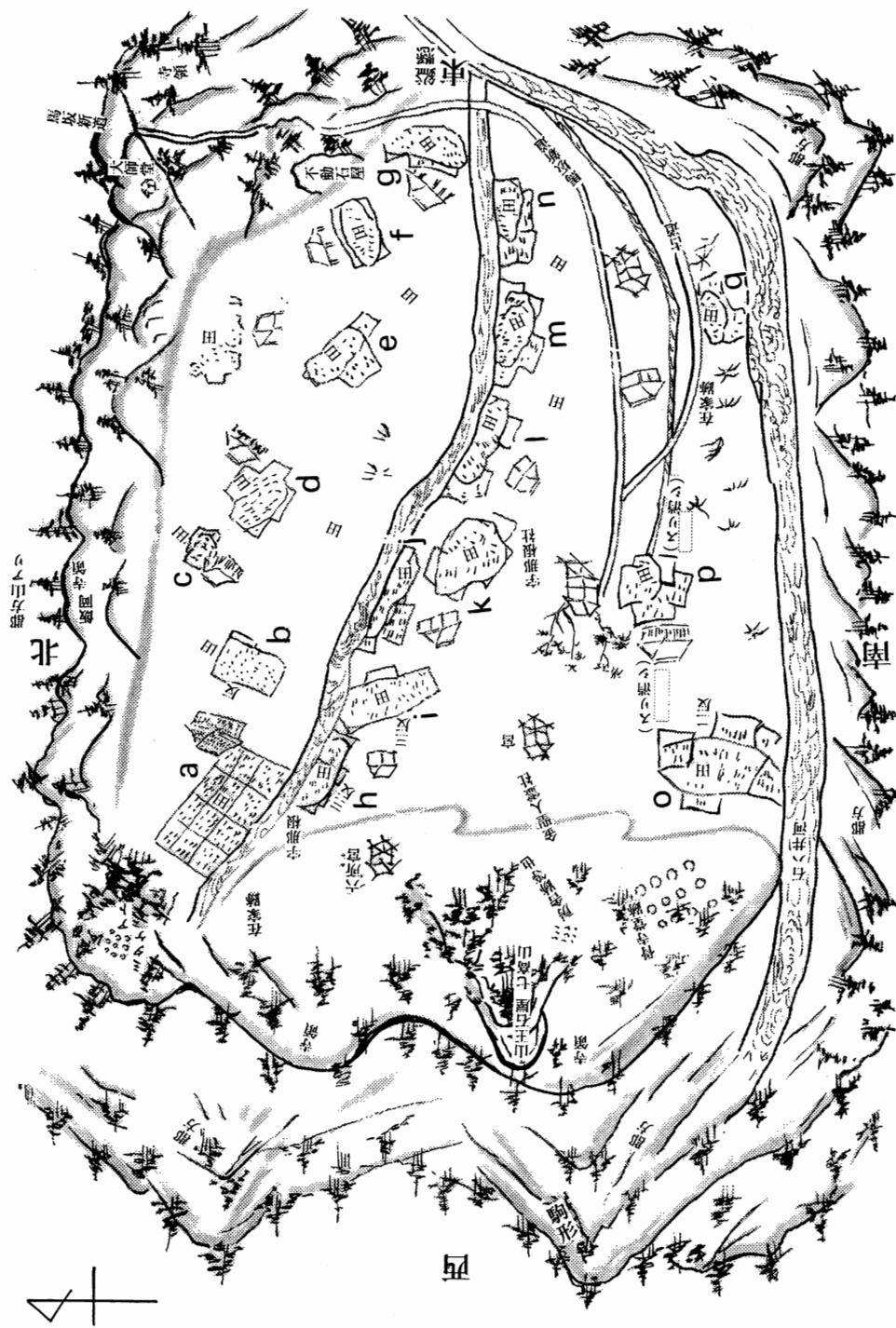
はしがき

平泉世界遺産登録申請地域の一角を占める一関市の本寺地区¹⁾は、鎌倉時代の中尊寺を財政上支えてきた地区であり、中世の農村景観を伝える地区として、近年注目を浴びている。本寺地区の最大の特色は、作製年代は不詳ではあるが、鎌倉時代後期とされる「陸奥国骨寺村絵図」と称される2枚の絵図が残されていることである。2枚のうち、「骨寺村在家絵図」²⁾(以下「在家絵図」と略す)は、景観的事物が具体的に描かれ、とくに、描かれている在家の屋敷が、残されている史料とほぼ一致する全国唯一の例である(第1図および第1表)。このために、絵図と現地景観を対照した研究が、大石直正³⁾、吉田敏弘⁴⁾⁵⁾などにより行われてきた。とくに吉田⁶⁾は、

近世の屋敷名やその現地比定、宗旨別改帳に記載された屋敷名の分析から、古くは享保期における屋敷数を屋敷名ごとに報告するという貴重な資料を提供している。また、一関市教育委員会⁷⁾により、発掘を含めた入念な踏査も継続して行われている。これらの他に、各地の史料分析から、東日本における在家の成立から解体に至るまでの変遷を論じた菅田慶恩⁸⁾など、中世史の研究にもしばしば取り上げられている。

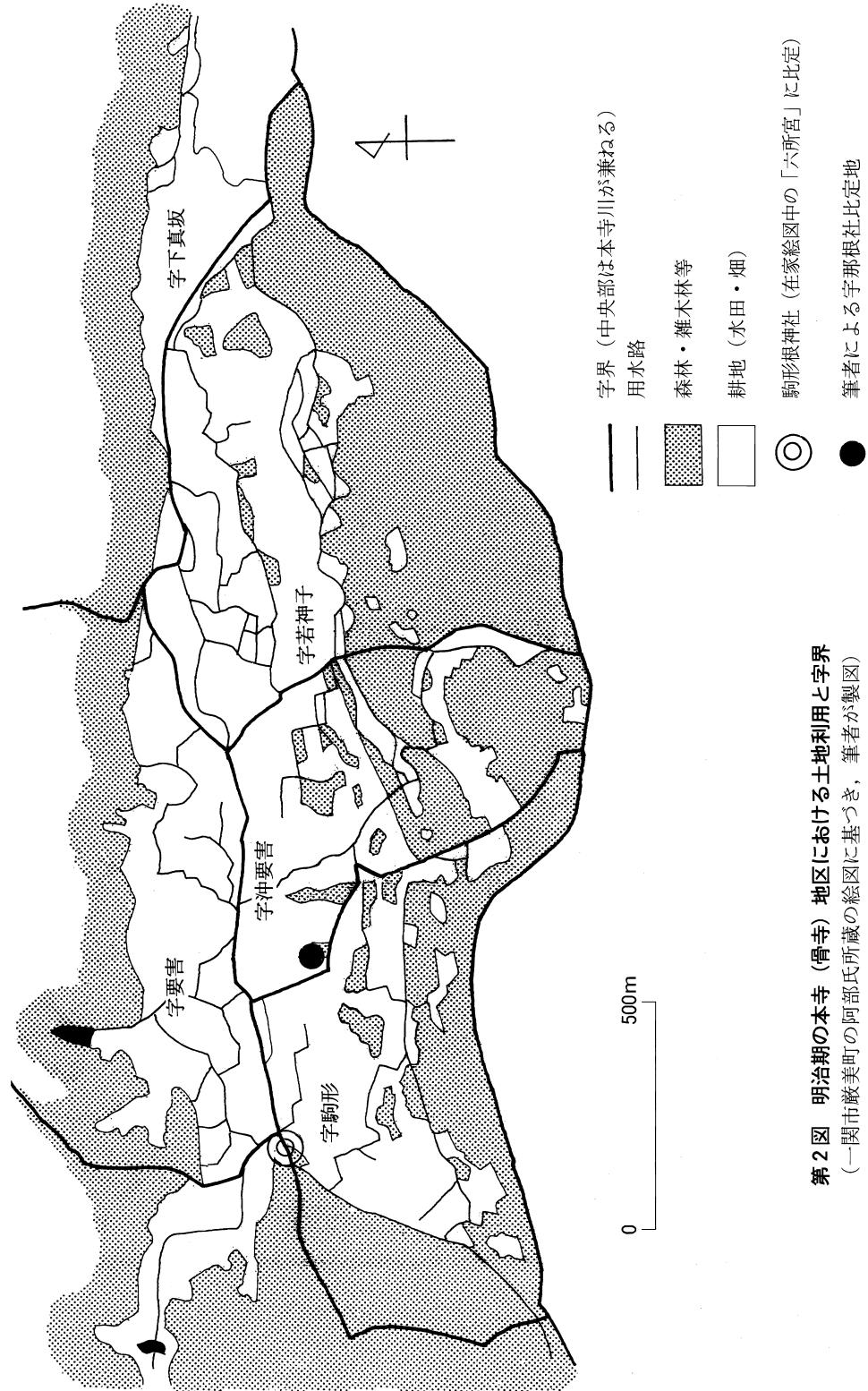
それでもかかわらず、筆者が敢えて本寺（骨寺）地区に研究対象を求めるのは、上述のように、在家絵図に描かれている在宅屋敷が、史料⁹⁾とほぼ一致する全国唯一の場所であることに他ならない。上記のような多くの研究を通して、「一体、在家とは何か」「在宅と村落形成の関係は如何」というような、基本的命題に対して、十分に答えられていないようと思われる。

そもそも「古典的在家」は、畿内やその周辺では、



第1図 陸奥国骨寺村絵図 (骨寺村在家絵図)

一関市教育委員会・工藤武氏のトレススされた図に筆者が補筆 (注2)。原図は西を絵図の上方に描かれているが、便宜上、北を上方にして示した。



第2図 明治期の本寺（骨寺）地区における土地利用と字界
(一関市駿美町の阿部氏所蔵の絵図に基づき、筆者が製図)

第1表 文保2年（1318）「骨寺村所出物日記事」

合

四郎五郎田屋敷分 所當糲一石八斗 口物三斗 節料早初合六升 白米，鰹四，細々小成物五百十文
 平三太郎入道田屋敷分 所當糲一石八斗 口物三斗 節料早初合六升 白米，鰹四，細々小成物五百十文
 平三二郎田屋敷分 所當糲一石二斗 口物三斗 節料早初合六升 白米，鰹四，細々小成物四百文
 首人分田屋敷分 地絹一切代七百文

○女房分 午子四郎跡田屋敷 是ハ先立限年記之 却間除之
 佐藤五作田分 ニ貫文

○女房分 佐藤二郎作田分 二貫文
 十郎太郎父作田分 四段田 一貫文

○女房分 北股田 代一貫文
 佃分 代一貫文
 三河房作田分 馬坂 一貫文

○女房分 藤平太入道作田分 七百文
 蓮明房作田分 六百文
 四郎太郎作田分 五百文

○女房分 弥平太作田分 二百文
 已上 定錢十二貫百二十文
 糜五石漆 白米一斗八升
 宮々御祭立物用途 隋年不同
 山畠栗 同前 栗所千栗 同前
 歳末立木 在家別十二束ずつ

森嘉兵エ監修『岩手県農業史』14頁、岩手県、1979による。注）9。

諸役の名田負担方式（「負名田堵」）方式への転換にともなって消滅するが、それ以外の地域では存続する。これは、畿内やその周辺以外では、土地が広大であったので、名田把握が不可能であったためと考えられる。名田方式に代えて、屋敷地を核として諸役を課す方式が採用されたと考えられよう。つまり、在家とは、諸役を負担する普通の農民であったはずである。決して、多数の眷族や被官名子を擁する大規模経営ではなかったはずである。これが、大規模経営、土豪などと誤解されるのは、在家名が屋敷地名に転化してからの屋敷地の広さ、中世末にも登場する加地子（小作料）を收取する在家の登場、景観的には近世中期以降に大型化した民家、などが与えるイメージによるものであろう。筆者はかねて、歴史地理学の研究に際しても、その時代に即応した手法を探るべきと主張しているが、中世から近世への移行にともない、農業技術や耕地形態に変化は無かつたが、社会構成や家屋に大きい変化が有ったことに、留意するべきであろう。

このような観点に立てば、鎌倉時代後期の家屋

（在家屋敷）の描写¹⁰⁾と史料記載内容とがほぼ一致する本寺地区の importance は、繰り返すまでもない。在家の実態に迫ることができるのは、本寺地区を除いては存在しないと言っても過言でない。中世後期から近世初頭の史料の発見は将来に期すとしても、現存している明治期の図面の詳細な分析と土地台帳との対比から、在家絵図に描かれている水田区画の位置やおよその面積、それに在家屋敷の位置も確認することが可能になった。また、村落の社会構造面に関しても、幸い多数の小同族集団を見出すことができた。このような手順を踏めば、在家絵図に描かれているような小村落のその後の発展をある程度推定することも可能であり、それを基に、集・散両村落という対極的形態の村落の本質的構造を探る手掛かりも得られよう。

本稿では、本寺地区でも明治期にお畠が多かった本寺川の南側の字駒形を中心に、明治期の耕地所有状況と在家絵図との対比とを試みた。とくに、その性格上絵図には描かれていないが屋敷周辺に存在していた畠は、在家成立の本質、すなわち、屋敷地

を核とした土地（屋敷、畠、水田）に対する農民（在家農民）への賦課方式の成立に迫る手掛けりになると考えられるからである。その上で、存続している多数の小同族集団の復元を行い、小村落のその後の発展を探る試みをした。正確な実証には、中世後期から近世初頭の史料の発見と、個々の農家の家系の遡及的復元が不可欠ではあるが、いずれも困難な現時点においては、筆者の製図による明治期の精密な耕地景観と、同族集団の復元を提示することにより、将来への展望を開くことを期したい。

I 骨寺村在家絵図（「在家絵図」）に描かれた景観

i) 「在家絵図」に描かれた範囲

再三指摘されているごとく、在家絵図では、遙か西方の駒形（栗駒山）や山王岩屋などが、図の真西に描かれている。これらの事物を強調したためと言われる。晴天の日のイメージで描かれたと考えられるが、いずれにせよ、小村落であるにもかかわらずいくつかの描かれている祠堂とともに、中世の骨寺村の住民にとっては精神的な意味があったと思われる。さて、在家絵図は、鳥瞰図や地図ではなく、本寺盆地の中心部から見たままのスケッチ図であると筆者は考えている。したがって、本寺盆地でも、傾斜角を増して高度を減じる若神子社付近より東部は眺望不可能なために、描かれてはいない。描かれている範囲は、字要害、字駒形、字沖要害と、字若神子の西部に限られている（第1図および第2図）。

図が描く範囲に関してのこのような筆者の見解の根拠は、図中の本寺川（図では檜山川）の流路である。第1図では、図の中央部を、本寺川が西から東へ貫流している。しかし、現在の流路は、盆地の東部の若神子社付近までは中央部を流れているが、若神子社付近からは北東に向を変え、そこからは盆地の北東隅を東流している。現流路は、盆地の一番低い部分を流れおり、江戸時代の絵図に描かれている本寺川も、現流路に一致している。さらに、盆地の隨所で行われている発掘でも、本寺川の両岸付近以外は粘土質で、旧河道であることを示すような砂礫はほとんど存在しない。このような点から、本寺川の流路変更は無かった事は明白である。したがって、在家絵図において本寺川が図の中央に描かれているのは、盆地の中央部を本寺川が西から東へ貫流している部分、すなわち、字駒形から若神子社付近までの範囲を描いたものと考えてよい。図では大師

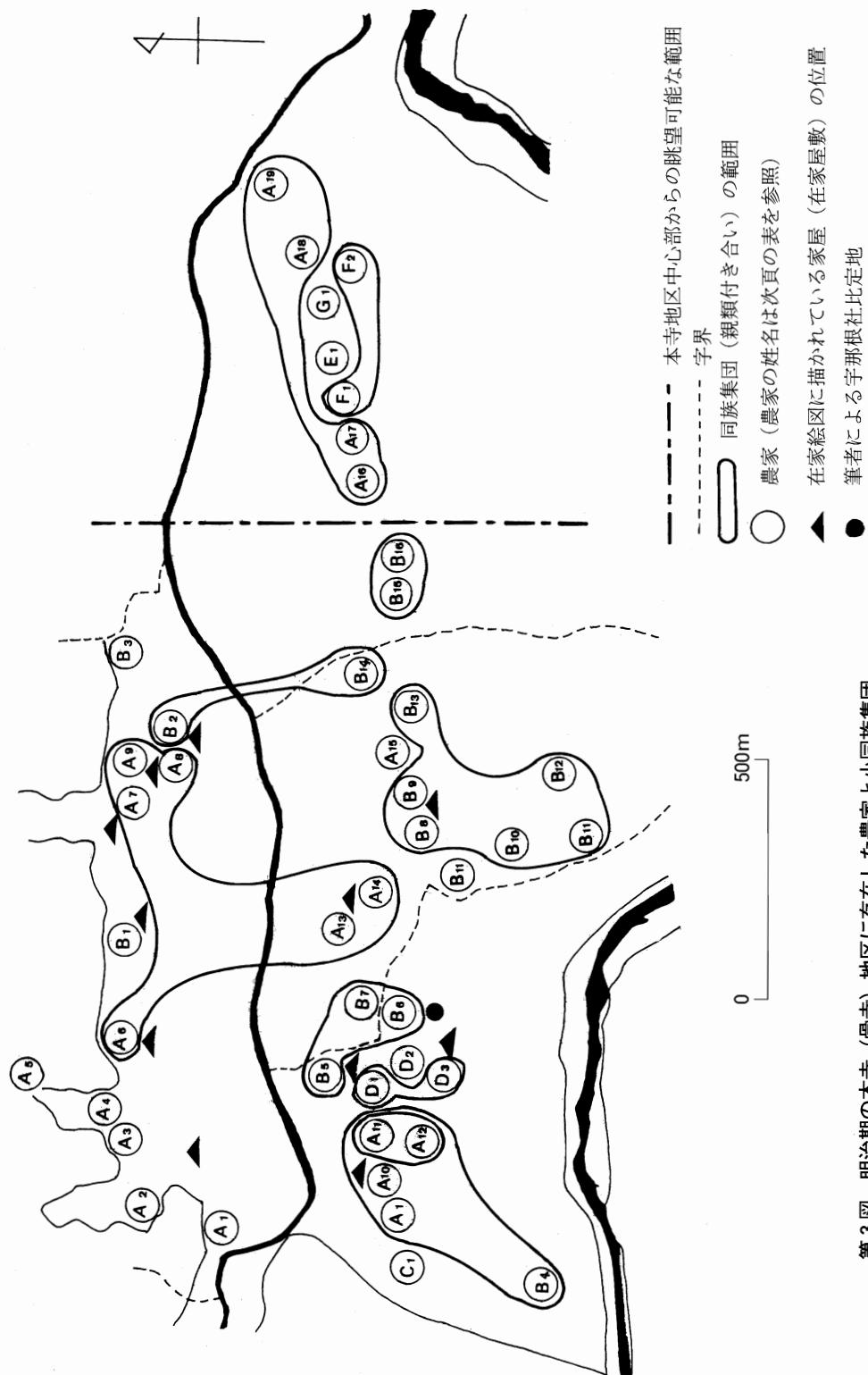
堂と不動窟の位置が逆に描かれていることや、盆地と磐井川（図の石井河）との間の急崖が描かれていない点も、眺望が不可能な場所の誤記載や未記載に起因すると考えられよう。さらには、記載されている家屋の全部が、本寺川向き、または西向きに描かれている点こそ、この図が眺望したままのスケッチ図であることを示す証左であろう（第1図および第3図）。時代を異にするが、著名な「紀伊国持田荘絵図」¹¹⁾においても、在家屋敷群の家屋は、いずれも図の中央を向くように描かれている。同絵図に描かれている在家屋敷群の位置が、現在の集落の位置とほぼ一致することからも、眺望するままのスケッチ的な描き方が一般に行われていたのであろう。

ii) 「在家絵図」に描かれた家屋と在家の性格

在家絵図には、北西部の経蔵別当御休所と考えられる特別大型の建物を除いて、10の家屋が描かれている。史料上の在家は13字であるから、眺望不可能な部分にさらに3軒の家屋の存在が考えられるが、ほぼ実態を示していると考えてよからう。すなわち、一つの家屋が一つの在家を示している。

さて、絵図に描かれている中世の家屋は、どのような建物であろうか、検討を加えたい。まず、10軒の家屋のうち、壁に紋様が描かれていない8軒は、土壁の建物と考えられる。これについて、日本に現存している最も古い様式のものとされる「旧古井家住宅」¹²⁾（姫路市）と「箱木の千年家」¹³⁾（神戸市）の2軒を参考に、考察を進めたい。いずれも、在地の有力百姓（名主）や土豪の家と伝えられているが、壁はすべて土壁で開口部が極端に少なく窓も小さいこと、梁と柱の細さなど、中世の民家の色彩を、色濃く残している。柱は石敷きであるが、その敷石も小さく、掘立柱の名残を留めている。そもそも、有力百姓という割には規模が小さく、比較的大きいとされる後者でさえも、主屋は筆者の計測で、壁間で幅12m（約6.6間）、奥行き8.75m（約4.8間）に過ぎない。これから考えても、一般的の百姓（在家）の家屋は非常に小規模で粗末なものであったことが分る。近年の考古学¹⁴⁾による発掘も、これを裏付けている。上記の2軒は石敷柱であるが、発掘によって判明する中世以前の一般百姓の民家は、すべて掘立柱である。掘立柱は、それ1本でも直立するので、梁や桁の発達を促さないから建物は小さい。

民家が見上げるばかりに大型化するのは、石敷柱が梁や桁の発達を促す近世以降のことである。公開されている民家のほとんどはこのタイプであること



第3図 明治期の本寺（骨寺）地区に存在した農家と小同族集団

字 要 害	A-1 佐藤八兵エ A-2 佐藤兵三郎 A-3 佐藤利平 A-4 佐藤利吉 A-5 佐藤兵治 A-6 佐藤鶴治 A-7 佐藤喜太夫 A-8 佐藤弥惣右エ門 A-9 佐藤伊八	B-1 佐々木貞吉 B-2 佐々木平左エ門 B-3 佐々木龜吉	
字 駒 形	A-1 佐藤八兵エ A-10 佐藤篤治 A-11 佐藤政蔵 A-12 佐藤代治	B-4 佐々木徳吉 B-5 佐々木寅之助 B-6 佐々木寅松	C-1 平山惣兵エ D-1 大山文治郎 D-2 大山廣吉 D-3 大山頓治
字 沖 要 害	A-13 佐藤長五郎 A-14 佐藤酉藏 A-15 佐藤伊三郎	B-7 佐々木時次郎 B-8 佐々木六右エ門 B-9 佐々木武司 B-10 佐々木三五郎 B-11 佐々木重蔵 B-12 佐々木留藏 B-13 佐々木庄松 B-14 佐々木忠喜知	
字 若 神 子	A-16 佐藤松吉 A-17 佐藤松右エ門 A-18 佐藤平左エ門 A-19 佐藤弥惣右エ門	B-15 佐々木徳三郎 B-16 佐々木三右エ門 E-1 小岩ハル	F-1 鈴木弥八 F-2 鈴木専太郎 G-1 千葉新左エ門

に注意を払う必要があろう。この点からも中世以前の民家の構造を知る手掛りとなる現存の民家は、上述の2軒だけと言ってもよい。

なお、屋根に関しては、上述の2軒は石敷柱であるために相当な重量を支えることが可能である。そのため、重厚な草葺き（関西では藁を用いる）屋根を採用しているが、掘立柱の場合には、軽量にならざるをえない。そのために、板葺きまたは檜葺き等であったと考えられよう。

かくして、在家絵図に描かれている家屋のうち8軒は、掘立柱式で開口部が少ない土壁の小規模な家屋であったと考えられる。屋根も、板葺きや檜葺きなどの軽量なものであったであろう。土壁ではなかつ

たと考えられる2軒（経蔵別当御休所を含めると3軒）に関しては、これを網代壁¹⁵⁾とする見解があるが、筆者はこれを、寒冷地に適した草壁（茅壁）ではなかったかと、考えている。草壁の民家は近世の信越にまたがる秋山¹⁶⁾に見られ、アイヌのチセにも類似した寒冷地に適した様式である。

いずれにせよ、家屋の小ささからも分るように、そこに住んでいた在家農民は、若干の眷族を含むことがあったにせよ、小規模な家族構成であったことがわかる。後述の経営水田面積の小規模さからも、このことはうかがわれる。

なお、在家絵図中の家屋の位置に関しては、これが眺望されるままに描写された絵図であることを念

頭に置けば理解されよう。すなわち，在家屋敷が現在の農家の位置よりも、少し前に描かれているのはこのためで、奥行感が無かったためである。実際の在家屋敷も、地盤が固い現在地以外には、存在しなかつたはずである。

iii) 「在家絵図」に描かれた水田区画

在家絵図には、17の水田ブロックが描かれている。図の北西部の佃と考えられる規則正しいものを除けば、在家付田と考えられ、13の在家により経営されていた。17のブロック（a～q）以外にも、空白部に「田」と数ヶ所に記されているが、これは墨書の色調の相違からも指摘されているごとく、その後の水田開発の進捗にともなって、後記されたものと考えてよい。もし、空白部の「田」も、絵図が作成された鎌倉期に存在していたとすれば、鎌倉期における耕地景観も明治初期のそれとほとんど変わらなかつたことになるが、後述のごとくの在家の経営規模から考えても、これはありえない。

II 明治前期における本寺（骨寺）地区の耕地

本寺地区（江戸時代には五串村端郷本寺）の範囲

は明治期の字限図では、字中川、字要害、字駒形、字沖要害、字若神子、字下真坂の6字である。このうち本寺盆地の5字（下記第2表）の田面積は45町7反2畝24歩、畠は25町9反5畝25歩、宅地は9町11反11歩で、山林を除く総面積はおよそ81町である。耕地面積の36%は畠地であったが、字駒形と沖要害に関しては畠の面積の方が大きく、今日の景観とはかなり違ったものであった（第2表）。

ところが前述のごとく、在家絵図に描かれた範囲は骨寺地区の中心部から眺望可能な範囲、すなわち、字要害、字駒形、字沖要害と、字若神子の西部に限られる。前3字の田面積は27町8反2歩で、これに字若神子の一部の田も加えた約30町の水田が、在家絵図が示す範囲の、明治期における水田面積である。在家絵図中の17の水田ブロックの面積は目測で、明治期図面中眺望可能範囲の水田面積のおよそ3割、すなわちおよそ9町の水田が図中の10の在家中により耕作されていた。したがって、1在家当たりの水田面積はおよそ9反（0.9ha）となる。佃地（a）を除けば、およそ1在家当たりの水田経営面積（在家付田面積）は数反程度となる。1個の在宅が普通の家族規模から成立していたことを示す経営規模である。在宅農民は在家付田の他に、佃地の耕作や、絵

第2表 明治前期における本寺地区各字の地目別面積（字中川を除く本寺盆地の範囲の5字）

		町	反	畝	歩			町	反	畝	歩
字 要 害	田	14	2	4	17	字 若 神 子	田	12	4	0	9
	畠	1	2	8	13		畠	6	2	5	13
	宅 地	1	2	7	23		宅 地	2	0	1	10
	計	16	8	0	23		計	20	6	7	2
字 駒 形	田	6	4	8	10	字 下 真 坂	田	5	1	2	13
	畠	8	5	3	27		畠	1	7	6	7
	宅 地	2	0	1	10		宅 地	7	9	0	0
	(内郷村宅地)	1	4	1	28)		計	7	6	7	20
	計	17	8	0	23						
字 沖 要害	田	7	0	7	15						
	畠	8	1	1	25						
	宅 地	3	6	0	28						
	(内郷村宅地)	1	3	6	3)						
	計	18	8	0	8						

注) 筆者の一筆毎土地台帳の集計による。各字とも、他に山林原野等が有る。

図には示されていない畠の耕作も行っていたと考えられるので、当時の技術水準では、ほぼ限界に近いものであったであろう。また、在家の貢納物には、米以外に、地子銭と干栗や立木（用材や燃料の割木に利用）が多いのも注目されよう（第1表）。

次に、明治22（1890）年頃に作成された字限絵図¹⁷⁾には、幸いにも、地番界でもある大畦畔の他に、小畦畔が細い赤線で記されている。大畦畔は農道を兼ねるほどの頑丈な畦畔で、大畦畔の側壁を用いて用排水路が付設されることも多い。近年目覚しい考古学の発掘によれば、大畦畔は古くから既に存在しており、水田開発を行う際の区画を造る目的¹⁸⁾であったことがわかる。したがって、大掛かりな耕地整理が行われない限り、大畦畔が改変されることはない。これに対して小畦畔は、両側から水田の粘土を搔き寄せただけの畦であり、現実の水田区画である。大畦畔区画の中に、敢えて数枚～10枚程度の小畦畔区画を造るのは、微起伏が残っていたことと、農作業を人力で行っていた時代には、一日で行える耕起や代掻きの目安が5畝（0.05ha）程度であったからである。したがって、用水の管理上も、この程度の広さの水田区画の方が適している。さらには、寒冷地では、灌漑用水の水温を少しでも上昇させるためにも、畦畔の面積の割合が高いことが望ましいことなどの理由も挙げられよう。

ところで、小畦畔の区画は所有境界（地番界）ではないから、畜力耕やそれに続く自動耕運機の導入時に変わり易い。当地域で畜力耕が普及したのは、大正期～第二次大戦中頃で、この時期に昔日の小畦畔区画は、多少なり改変されているはずである。そのために、畜力耕普及以前の昔日の小畦畔まで記された明治の字限絵図の利用価値は、頗る大きい。

そこでまず、在家絵図に描かれている水田17のブロックの中で、佃と考えられるもの（第1図のa）は、明治の字限図でも明瞭である。明治の字要害の図で、図の北西部で本寺川の左岸に見られる知柵型の水田から成るブロック（A）が、これに当たる。本寺川は、盆地の一番低い部分を西から東へ貫流しているので、盆地の底部は南北方向では、本寺川に向かって僅かに傾斜している。それにも拘らず縦方向（南北方向）に短柵型の水田が並ぶのは、その部分が本寺川に向かっても傾斜の無い、平坦面であることを示している。水田開発が最も容易に行われた場所であり、周囲の水田とは明らかに、その形状を異にしている。このような部分、すなわち、狭小ではあるが比較的規則的な短柵型の水田が並んでいて、

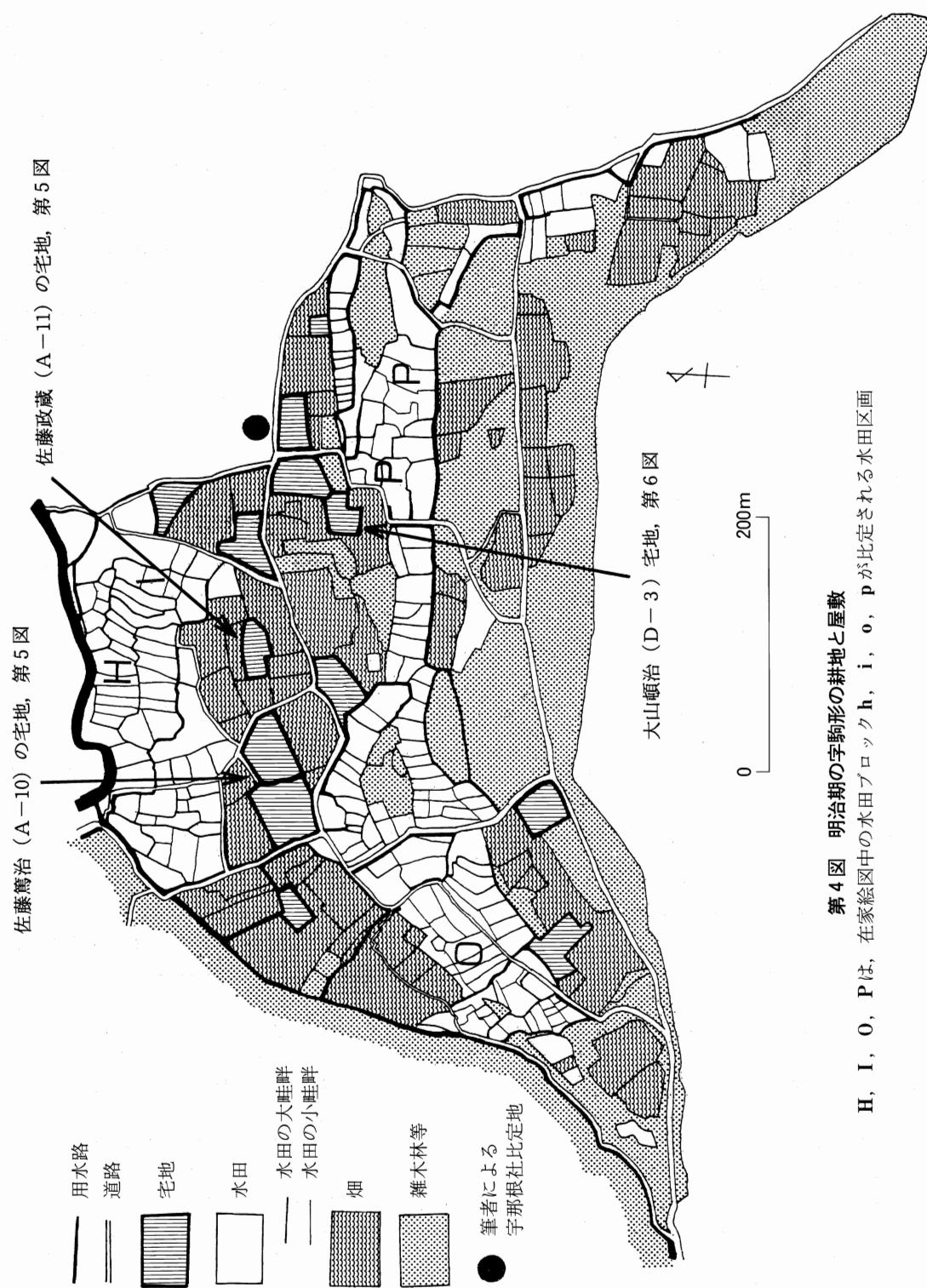
周囲の区画とは区分される部分、これこそ在家絵図に描かれた水田ブロックの部分であろう。このような手順と、在家絵図上の、位置の検討とにより、筆者は、17の水田ブロック（a～q）のおよその場所を、明治の図面上に特定してゆくことができた。

（今回は字駒形に関しての第4図のH, I, O, P, のみ図示）。なお、地番界においてその場所が特定できるA, B, C, D, H, I, の6ブロックについて、その面積を土地台帳から算出した。6ブロックの水田面積の合計は2町9畝29歩である。これを関連する6在家で除すと、1在家あたりの面積は、3反4畝29歩となる。実際は、もう少し広かったと考えられるので、1在家当たりの水田面積は5反（0.5ha）程度となり、前述の算出値とも大体一致している。

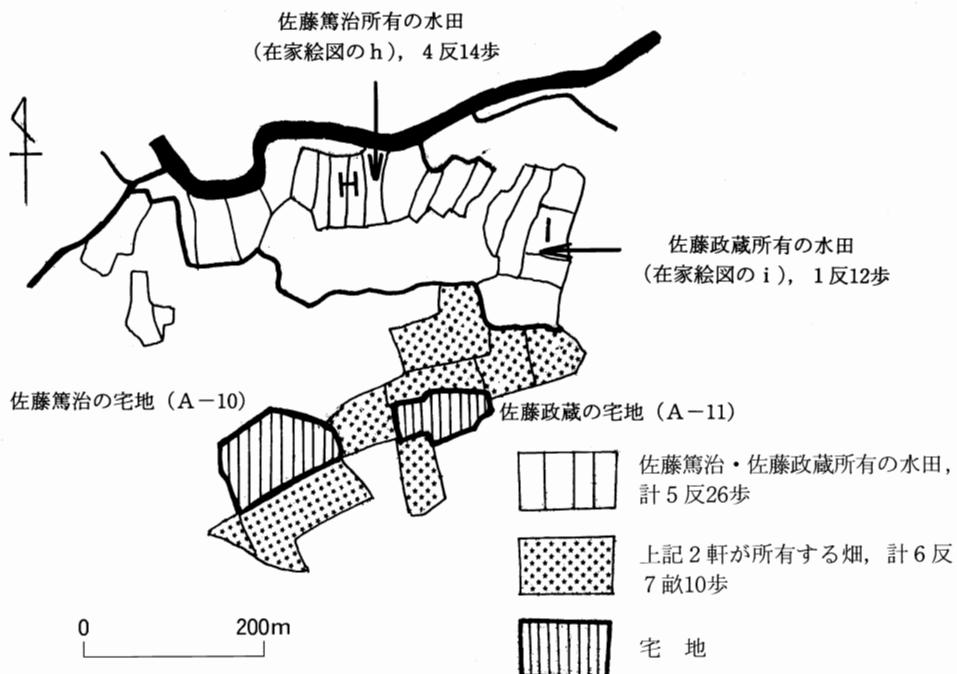
そこで、次章では、明治期においてさえ畠地が多く、中世の在家による農業経営の様相に迫ることもできる本寺川の南側地区の中で、とくに、前述の如く眺望可能な範囲の中心であったと考えられる字駒形を中心考察をすすめた。明治期の本寺地区における字駒形のH, I, 字沖要害のJ, K, L, および字沖要害から若神子にまたがるM, Nは本寺川（檜山川）からの引水に頼っている。それでも、本寺川の流量が少ないためにブロックの範囲は限られている。さらにO, P, Qは本寺川に頼ることは不可能なので、自然湧水に頼っていたと考えられよう。本寺川南地区では、近世中期に開削された下り松用水を以っても灌漑用水が十分でなかったことは、明治の図面でも畠地や林野・雑木林の多さからもうかがわれる、農業経営も本寺川以北の要害とは趣を異にしていたと考えられよう（第2図）。

III 「在家絵図」に描かれている水田ブロックの明治前期における所有状況

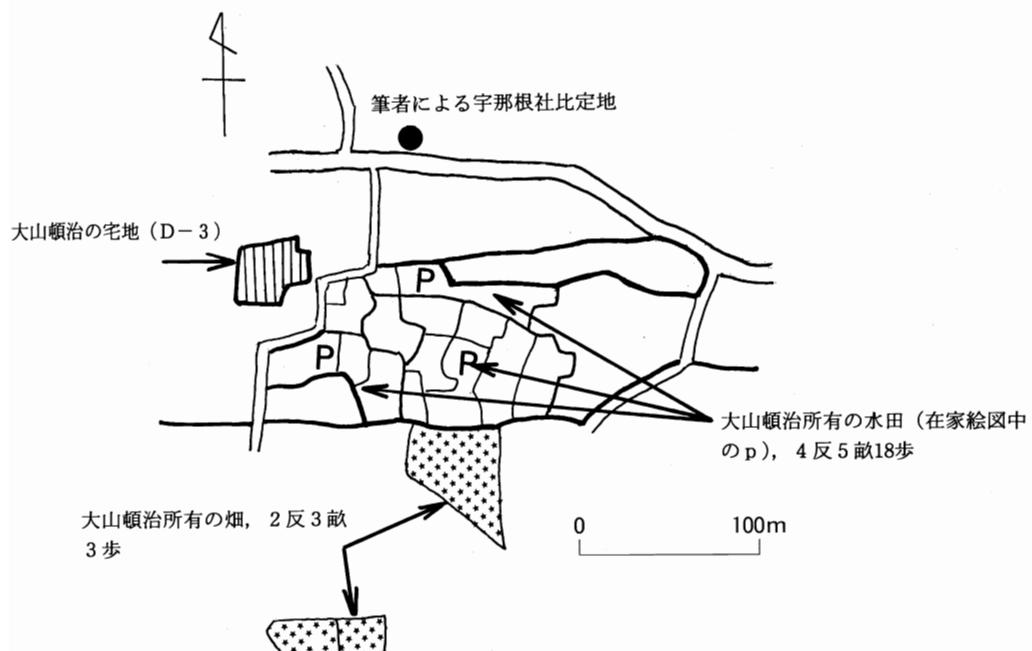
本寺川の南側の地区で、在家絵図に描かれている範囲は、字駒形、字沖要害、それに字若神子の西部である。いずれも明治前期にあっても畠地が多く、水田の場所は限られているので、狭小な短柵型の地割を手掛けりに、明治の図面上に在家付田のブロック（h～n）の位置を特定してゆくことは容易である。その位置を特定し得る在家付田（本章で扱うのは在家絵図の17の水田ブロックのうちh～iとp）が、詳述するように、在家の屋敷位置が比定される農家（家系の継承か否かは不明としても在家絵図に描かれている在家屋敷地を明治期に所有していると



第4図 明治期の字駒形の耕地と屋敷
H, I, O, Pは、在家絵図中の水田ブロックh, i, o, pが比定される水田区画



第5図 在家絵図中のhおよびi水田ブロックの明治期における所有状況



第6図 在家絵図中のp水田ブロックの明治期における所有状況

考えられる農家、または在家屋敷に近接した位置に明治期に屋敷を構えている農家)により、明治期において所有されていることである。しかも後述するように、その水田区画の形状も在家絵図に描かれている水田ブロック h ~ q の形状を示しており (j ~ n と q については次稿で説明を予定), 水田と屋敷との位置関係も良く一致している。このようなことから、絵図には描かれていない畠の分布も推定することも可能と考えられる。かくして、在家の性格に迫ることさえできよう。字ごとに、考察を加えるが、本稿では紙数の都合上、字駒形にとどめ、字沖要害、字要害に関しては、他稿に期したい。

字駒形

まず、本寺川の南岸に沿い本寺川(檜山川)からの取水に頼っていたものの中で、字駒形の h ブロックは明治の図面(第4図)の H 部分に、i ブロックは I 部分に当たる。本寺川岸沿いの l, m, n に関しては、在家絵図における本寺川の曲流の描写と明治の図面のそれとの対照から、字沖要害北端の L, M および字若神子の北西端の N 付近に求められよう(字沖要害と字若神子の図は省略)。いずれも、本寺川南岸沿いの狭小な水田である。

次に本寺川からの引水による灌漑によらないのは、o, p, ブロックである。在家絵図では p ブロックの北側に、宇那根社が描かれている。この宇那根社の位置に関して、吉田は字駒形と字沖要害との境界付近に比定している。筆者もこの見解に賛同であるが、筆者は更に厳密な位置の特定を試みた。すなわち、絵図では宇那根社は、現在もそのまま継承されている「中道」と呼ばれる道路の北側に位置している。明治の図面では、佐々木時次郎家(B-7)の西側に雑木林があり、更にその西には中道に直行して本寺川に向かう南北方向の小径も存在している。この小径と中道との交差点の東側、すなわち上述佐々木時次郎家西側の雑木林付近こそ、宇那根社が存在した地点と、筆者²⁰⁾は考えている。骨寺村においては南北方向の連絡道は重要である。したがって村民全体から用水の神として尊宗されていた宇那根社ならば、中道と南北方向の小径との交叉点近くに位置したはずであり、この場所(佐々木時次郎家西の雑木林付近)ならば、在家絵図に描かれている p 水田(明治の図面の P)との位置関係も一致する(第6図)。在家絵図では宇那根社の南の p ブロック水田を水源にする小川が東方に流れている。明治の図面でも P ブロック水田の北側にこの水路が確認され、水

路沿いに狭小な水田が並んでいる。今は存在しない宇那根社も、水源と関係して尊宗されていたものと想像される。骨寺村の核であった宇那根社の比定により、これとの位置関係から、他の水田ブロックや在家屋敷などの在家絵図に描かれている事物の比定も容易になる。

そこで、具体的に字駒形におけるこれらの水田ブロックについて、明治の所有状況を復元したい(第5図)。まず、在家絵図の h ブロック(明治の字駒形の図面の H)は、佐藤篤治家(A-10家)により所有されている。また、h ブロックとは直角方向の i ブロックは、佐藤政蔵家(A-11家)により所有されている(同 I)。H も I も、狭小ながらも規則的な形を呈し、周囲の水田とは明らかに区別される。ところで、在家絵図の h と i ブロックに関係していた家、すなわち、在家付田として h と i に請作権を持っていた在家は、h と i の内側に描かれている 1 軒(1 在家)のみである。このことから、在家のそれ以降の発展を、次のように跡付けられよう。すなわち、1 つの在家が経営していた水田(h と i)のいずれかを分与して、分家が派生し、2 軒で緩やかな同族的紐帯を形成した。耕地の錯闊ではなく、h も i も本寺川から容易に灌漑用水を得られるため、これが強固な同族的紐帯の形成に至ることはなかった。家系を遡及したのではないが、明治期において佐藤篤治家と佐藤政蔵家が、一つの「親頼付き合い」紐帯に入っていることを注目しておこう。明治期における両家の所有水田面積は 5 反 9 畠 16 歩、畑は 9 反 5 畠 16 歩である。在家の保有面積は水田、畠ともにこれよりは少なかったと考えられるが、明治期において畑の割合の高さが注目される。しかも、水田は屋敷から少し距離を隔っているのに対して、畑は屋敷周辺に集中している。

次に、在家絵図の p ブロックは上述の如く、宇那根社の南で絵図にも描かれて現存している「中道」と呼ばれる道路よりも一段と低い水田で、明治の図面に見る大畦畔の形状とも一致している。明治期には大山頓治家により所有されている(第6図)。

なお、在家絵図の j ブロック(明治の字沖要害の図面の J)および k ブロック(K)については、両ブロックに請作権を持っていたと考えられる在家の位置は、明治の字駒形の佐々木寅之助家(B-5)と大山文治郎家(D-1)のいずれかの屋敷位置に当たる。しかし、水田 J, K とも字沖要害に入るため、次稿で取り上げたい。

在家と耕地－在家の性格をめぐって－

現在では豊年には水田1反（10アール）あたり玄米4石（600kg）の収量が期待される。仮に主食の大半を米に頼るとして1人1日4合（0.72リットル）を消費するならば、1年で1.46石（262.8リットル）が必要になる。1家族の構成を成人4人（子供や老人を含めて6人程度）とすれば、年間で約6石の玄米が必要となるが、現在では、1.5反の水田で生産可能である。江戸時代には上田でも石盛（反収）は1.5石（現在の38%）であったので、約4反の水田が必要になる。反収が低い中田や下田では、さらに広い面積の水田が必要になる。中世においてはこれよりもさらに生産性が低いはずなので、5反程度の水田では1家族分にも足りなかたことになる。また、仮に、主食を粟・稗などの雑穀や麦に頼るならば、現在の農業生産力では、水田の3倍の面積の畠が必要になる。中世における雑穀の生産性に関する資料は無いが、要するに、水田の不足分を畠の雑穀に頼ったとしても、かなりの面積の畠が必要であることが分かる。明治期における字駒形と字沖要害の農家の所有耕地に関して畠地の多さが注目されるが、畠の生産性を考えれば決して多くの剩余分が有った訳ではない。聞き取りによれば、当地域では、第二次大戦頃までは「かて飯」を常食にしていたが、これも岩手県の中山間地域や県北部では普通のことであった。

字駒形についてみた如く、在家絵図に描かれている3～5反の各水田ブロックは在家屋敷に対応しているので、1在家の保有水田もその程度であったことが分かる。したがって、屋敷の周辺に存在していたと考えられる畠も、当時の農業技術や労働力を考慮すれば、せいぜい数反までで、1町を超えることは無かったであろう。これらの水田・畠の面積と生産性を考慮すれば、1在家の家族構成は、ごく普通の規模であったと考えられる。たとえ、ごく少数の眷族や名子が含まれていても小規模な家族構成であり、傍系家族を含むような規模ではなかったと考えられる。在家絵図に描かれている小さい家屋の絵が示す如くである。在家が、大家族や複数の家族から構成されていたと考えるのは、冒頭にも触れた如く、桁と梁の発達により見上げるばかりに大型化してゆく近世中期以降の家屋のイメージがあるためであろう。

さて、それでは在家とは如何なるものであろうか。この点も、在家絵図から探ることが可能である。在家絵図では、断片的に描かれている水田ブロックのみに目を奪われがちであるが、在家農民の生活を支

えていた描かれていない畠（中世においては蘭地を意味する「畠」の字を用いる）の存在にも眼を向けるべきであろう。描かれなかった理由にこそ、在家成立のプロセスが示されているからである。かなりの面積の畠がどの在家にも存在していたはずであるが、これが描かれなかった理由は、領家（中尊寺經藏別当）が関心を有さなかったからである。なぜ、畠に対して領家が関心を持たなかったのか。それは、在家農民にとっての畠の意義は、それが100%農民の再生産を支える農地（自給自足だけが目的の農地）に過ぎなかったからである。領家への貢納物をみても、地子錢と若干の米を除けば、粟（干栗）や立木（用材や燃料の割木用）が主で、畠作物は皆無であった。また、領家（中尊寺）との間に距離が有ったとはい、貢納の米も決して多い訳ではない。在家の成立に関しては、永原慶二²¹⁾以来、屋敷地を核とした蘭や周囲の田の統一的把握と課役と指摘される。それは間違いないとしてもそこから、畠地の多い東国のような地域では、畠地にも税負担が生じるというイメージが生まれる。そうではなく、古代の人頭税方式に代わる名田方式の採用が、土地の広大な東国では不可能であったため、家単位に租税を課するという在家方式が長く存続したこと、筆者は考えている。したがって、在家農民にも水田経営を主とするもの、畠に多くを頼るもの、また、市場の在家など多彩な在家が存在するのはそのためである。この場合、賦課の単位が在家であることは間違いないとして、在家の生産活動の何（どの部分）を対象に賦課がなされたのか、従来の研究も答えていない。この肝心の部分が未解明のために、在家が非常に強い人身上の隸属性を帯びていたという極論まで生まれる。具体的には、畠に対する賦課、つまり畠地子²²⁾の成立を何時に求めるかという点が、未だ解明されていないからである。古来、宅地周辺の蘭を対象に賦課がなされることはなかった。在家の大部分を占め農業を主な生業としていた在家も、賦課の対象は水田だけで、従来の蘭地のイメージよりは広くても、100%自給用にしかならない畠地を対象に、賦課がなされることは無かったと筆者は考えている。骨寺村の在家農民が負担していた地子錢も対象は水田であったと考えられよう。だからこそ畠は省略され、水田が断片的なブロック状に描かれる結果になったのではなかろうか。在家によっては、請作する水田面積が著しく少ないものもある。これを調整するのが干し栗や立木などの、米でも畠作物でもない物ではなかろうか。

このような観点に立って、「田在家」の成立に関しても、在がその地位を向上させて田に対する永続的請作権を有するようになったという従来の考え方と、筆者のそれとは異なっている。すなわち、田在家とは水田経営を専らにしていた在で、中世後期の東北地方の史料に多く登場するようになったのは、その頃東北地方において広範囲な水田開発が進行してきたためと、筆者は考えている。水田にせよ畠にせよ、耕地に対する永続的請作権は当初の在負担方式採用時から成立していたはずである。鎌倉時代後期の様相を伝える骨寺村在家絵図において字駒形についてみたように、小規模とはいえ、3~5反の水田ブロックと在家（家屋）とは一対になっている。この水田に対して、永続的請作権が存在していなかつたなどとは考えられないからである。まして、水田よりも屋敷に近い場所に有つて100%自給目的であつた畠に関しては、なおさらであろう。また、田在家が史料に多く登場する中世後期以前に、骨寺村で在が10年間売却²³⁾されている事例から、在の隸属性を指摘する見解もあるが、これは在からの收取権を一定期間に限り売却したという意味で、在を売却したのではない。在のものを売却するならば、期間限定などあり得ないからである。「田舎」の語源が「居仲」に由来するとも言われるよう、屋敷を中心にして周囲の畠と、その外側の水田の経営に当たるという散居村落における屋敷周囲の農地に対する耕作権の強さを、もっと評価すべきであろう。上述した如く、骨寺村の在の貢納物は地子銭と若干の米を除けば、農地から生産されるものは無く、限られた水田や自給用の畠に領家が強い支配権を及ぼしていたとは考えられない。

さて、東北地方においては中世前期まではこのような形態が農村地域の普通の景観であったと筆者は考えているが、中世後期になると灌漑用水の整備に伴つて広範囲にわたる水田開発が進行し、水田経営を専らとして、空間的にも屋敷地周辺の農地も水田であるような在が多くなる。筆者は、これこそ田在家であろうと考えている。空間的には、広大な水田の中に点在する散居村落や小村落という、東北地方の特徴的景観が生まれることになる。筆者がかねて研究を重ねている胆沢扇状地の居住様式などは、このタイプであろう。仙台藩において近世初頭に作成された検地帳は、屋敷地名を付した名請人ごとの名寄せ方式である。検地により水田・畠の面積を丈量して生産性を加味したうえで、土地に対する租税を現物の生産物で課するのが年貢であるが、仙台藩

では、土地一筆ごとに、わざわざ貫文高も併記している。在を単位に地子銭、諸課役、生産物などの在役を課していた中世と、完全に石高制に基づく對土地現物收取方式に移行した近世の收取方式との、折衷形態を示しているとも言えよう。

IV 同族的紐帯の存在と小村落

集落形態に関して、筆者²⁴⁾は再三、集・散両形態の本質的相違は、同族的紐帯の存否にあると、指摘してきた。西日本における集居村落のように同族的紐帯が地縁的紐帶に転換しても（崩壊期のマキ），それ以前は同族的紐帯が存在していたとの見解²⁵⁾を、筆者は支持している。すなわち、中世の荘園公領制の後期に行われた番頭制²⁶⁾が地縁的結合を生む契機になり、やがて支配者側の体制変換の中で、番頭制の中で育まれた地縁的紐帯は惣村に発展し、このようなプロセスの中で集村化が顕著になったと、筆者は考えている。地縁的紐帯の強化が進む中で、逆に同族意識は希薄化して、やがて同族的紐帯も消滅したと考えられる。一方、このような転換が無かつた東日本における集居村落では、同族的紐帶²⁷⁾は今なお存在している。これに対して、散居集落に関しては、西日本は勿論のこと、東日本についても、同族的紐帯は欠如している。

当地域においては、一般的に同族的紐帯や同族集団を示す「マキ」の語は、紐帶ではなく、個々の農家の家系を示す語として用いられている。すなわち、「○○マキ」とは、「○○家の家系」という意味である。「マキ」の語源を示唆するものではあるが、同時に当地域においては、総本家を「マキ頭」と仰いだり同族の神を祭祀するような強固な同族的紐帯が形成されていないことも意味している。さりとて筆者がかねて研究を重ねている胆沢扇状地の散居村落のごとく、同族的紐帯が完全に欠如している訳でもない。同族的紐帯は「親類付き合い」と称した弱い紐帯として存続している。すなわち、通常「親類」は婚姻や分家によって生まれ、長くても3~4代で消滅するのが普通である。当地域の場合には、記録にも残らないような遙か遠い過去に生まれた本・分家関係であっても、「親類付き合い」としてその紐帯が存続している。したがって、ここに言う「親類付き合い」が、微弱ではあるが、同族的紐帯「マキ」に相当することがわかる。強い同族的紐帯が存続している東日本における集居村落と、それが完全に欠如している散居集落との中間的形態と言えよう。ま

た同族的紐帶の存在は、総本家（マキ頭）は特定できなくても、村落の成立とその後の発展を探る重要な手掛かりにもなる。そこで、筆者は聞き取りにより、明治期における「親類付き合い」の分布を復元した（第3図）。一部に重複したものも含めて、10個の「親類付き合い集団」が存在している。佐藤姓（図中のA姓）から成るものが4個、佐々木姓（図中のB姓）のものが4個、大山姓（図中のD姓）が1個、鈴木姓（F）が1個である。各「親類付き合い」集団を構成している農家は、ほぼ対偶関係にあり、総本家や分家の新旧等による上下関係はみられない。冠婚葬祭や昔日の「結」などの相互扶助の役割を果たしているだけである。本・分家意識が希薄になるほど紐帶成立期が古いためと考えられよう。また、佐藤姓と佐々木姓のものが複数存在することからもわかるように、記録が伝承されないほど古い過去に、佐藤総本家、佐々木総本家からの分家が行われていることもうかがわれる。

さて、筆者のかねての研究によれば、一つの家系が絶家した跡を別の家系の農家が踏襲した場合、屋敷名（在家名）は継承しても、姓までは継承せずに自分の姓を名乗るのが普通である。また、断絶に際して別の家系がその家や農地を踏襲する場合には、同族的紐帶の枠組みもそのまま継承しており、これが変わることはない。したがって、一つの「親類付き合い集団」が同一姓の農家から構成されていることは、家系の断絶がまったく無かったか、たとえ断絶があっても「親類付き合い」の枠内の農家から新たな分家を出して、家や農地を守ってきたことを意味している。このように、同族的紐帶が存続し、かつ、その範囲が正確に復元される場合には、個々の家系の辿及が不可能な場合でも、村落の成立と発展をある程度跡付ける手掛かりになる。

つまり、遙か昔の個々の農家の家系の復元が不可能であっても、ここでは各「親類付き合い」グループの中の、比較的古い家（各グループの総本家またはそこからの早期の分家と考えられる）の屋敷が、在家絵図に描かれている10の在家屋敷の、位置上どれに該当するかを探ればよい。グループの中の古い家が、在家の屋敷地と在家付田、および絵図には描かれていない畠とを継承しているはずで、その家の家系に断絶が有ったか否かは必ずしも問題ではない。そのうえで、その農家の保有耕地を復元することにより、在家絵図当時の在家の営農状況や、それ以降の村落形成も、かなり把握できると考えられる。一つの「親類付き合いグループ」を構成していた全農

家が絶家し、江戸時代の新田開発のような形で新しい入植者によって明治期の「親類付き合い集団」が形成されたとは考えられないからである。勿論、非常に困難ではあるが、個々の農家の家系を過去帳等により辿って、これを確認する研究は将来に譲りたい。

ここで、史料上に記載されている13字の在家の名称に関して、「佐藤」を冠している在家が2字もあることも、佐藤姓の家から成る「親類付き合い」紐帶の成立が、きわめて古い時期にまで遡ることを示唆しているように思われる。このような手法に基づくならば、それぞれの「親類付き合い」紐帶における中核農家が、長い歴史においてたとえ家系の置換が有ったとしても、13の在家の経営体（その農家の水田と屋敷近辺の畠の中核部分、屋敷名、屋敷位置）を承継していると考えても良いのではないか。加えて、吉田は宗旨別改帳の分析²⁸⁾から、最古は享保期の屋敷名と屋敷数を明らかにしている。一般に、宗旨別改帳による遡及的研究はこの頃までが限界で、近世初頭の元和・慶長～寛永期までの遡及は困難である。基礎的資料として評価され、筆者も随所で利用させて頂いた。

この際、前章で詳述したごとく、字駒形については、在家絵図に描かれている屋敷とそれに対応している水田ブロックは、明治期における各農家の屋敷地とその農家の所有水田に比定された。また、吉田によればこれらの屋敷地の大部分には、享保年間にも屋敷は存在していた。したがって、これらの農家を核とした同族集団こそ、その後の村落の展開を跡付けるものといえよう。

字駒形では、hおよびi 水田ブロックに關係する在家屋敷を継承していると捉えられる佐藤政蔵家（A-11）または佐藤篤治家（A-10）は、他の2軒の佐藤家を含めて、字駒形北部で一つの「佐藤同族集団」を構成しており、在家絵図の屋敷（家系が連続しているか断絶後佐藤系からの再継承かは不明）を核として、そこから派生したことがうかがわれる。

V 結 び

骨寺村における鎌倉時代後期の在家絵図当時における村落と耕地とその後の発達は、推論ではあるが、およそ次のように跡付けられよう。

在家絵図当時には、史料が示すごとく13の在家が存在していたが、絵図はこのうち眺望できる範囲の

10字の在家を描いたものである。明治期においても畠地が多い字駒形における在家の屋敷と耕地を承継していると考えられる農家（家系の継承か否かは不明）の所有耕地とその分布状況は、在家絵図に描かれている在家農民の営農を彷彿とさせる。すなわち、在家絵図に描かれた水田ブロックを明治の図面上に特定することができ、描かれている在家屋敷への対応も可能である（字沖要害・若神子については次稿に予定）。1在家当たり数反程度の水田を経営していたことが分かる。各在家屋敷に対応する明治期の各農家とも畠地の面積は意外に多く、しかも、畠は屋敷周辺に集中している。このことから、在家付田（絵図に描かれている水田ブロック）以外にも、その性格上描かれていなかった畠も在家農民の再生産を支える耕地として、相当な面積が存在したはずである。在家絵図が忠実にその景観を示しているように、在家屋敷と水田との間に距離が有った事例がみられる。この場合でも僅かな面積の水田を補う広い畠地が屋敷周辺に存在していたことは明治の状況からもうかがえる。畠地経営を主にする在家が先ず成立し、その後水田開発を行った可能性も考えておくべきであろう。いずれにせよ、在家と畠地との関係を見落とすべきでない。また、個々の在家付田や畠の面積からも、在家は普通の家族構成から成っており、たとえ少数の眷族や名子を含むことが有っても、複数の家族から成るような大規模なものではなかつたことが分かる。冒頭にも触れた如く、近世中期以降に見上げるばかりに大型化した民家から受けるイメージによる誤解によるものと言えよう。

在家付田や畠が在家に対応していることからも、再生産自給目的の畠はもちろん、水田に対しても永続的請作権は在家賦課成立当時から存在していたと考えられ、これが浮き免であったとは考えられない。したがって、中世後期に進捗する水田開発を行って在家に賦課する場合や、もともと水田の割合が高い地域では田在家となる。土地利用や職能にもより在家にも多彩な性格が有つたはずなので、これを一言で「在家の進化」のような表現をすることには慎重であるべきと、筆者は考えている。

骨寺村には、「作田分在家」と「田屋敷分在家」とが有り、後者の古さと優位性が指摘されるが、同じ理由で、筆者はそうとは考えていない。作田分在家にも、2貫文もの負担をする在家が有る。骨寺村の核であったと考えられる2つの佐藤在家も作田分であり、いずれも2貫文をも負担している。これこそ骨寺村の中核的在家ではなかろうか。作田分は字

要害のように水田の割合が高い場所で水田経営を主にした在家で、明治期においても字要害では佐藤姓の農家が中心的存在になっていることとも関係しているよう思われる。これに対して田屋敷分は、字駒形や沖要害のように畠地の割合が高い場所における在家と考えられないであろうか。田屋敷分在家は4であるが、在家絵図の1水田（明治の図面のL）を保有していた在家（明治期の佐々木武司家または佐々木六エ門家の屋敷地に比定）などは田屋敷分在家であろう（次稿において詳説予定）。

「作田」「田屋敷」という表記は在家役が課せられた対象を示していると筆者は考えている。つまり水田面積が多い場合は田のみに、水田が少ない場合には田と屋敷地が対象にされたのではなかろうか。筆者は、この段階では畠はまだ在家役負担の対象ではなかった、すなわち、畠地子はまだ收取されてはいなかつたと考えている。したがって筆者は、骨寺村においては、どちらかと言えば、1～2貫文ものの地子錢を上納していた作田分在家の方が上層に属していたと考えている。上納方法に関しても、3つの田屋敷分在家がそれぞれ当時の生産力で水田面積1～2反分の穀米を上納しているのに対して、作田分在家は全部これを地子錢で上納している。領家側にとつては、この程度の米ならばむしろ地子錢の方が好都合であったであろうし、作田分在家は1～2貫文ものの錢貨を換金により入手し得るだけの農業経営（主に水田）を行っていたことになる。いずれにせよ、在家の成立とその後の変遷、在家間の階層性、畠地子の收取などの重要な論点については、その地域のなるべく古い実態の調査を踏まえた上で、慎重になされねばならないと、筆者は主張しておきたい。

明治期における同族的紐帯が正確に復元されるので、個々の家の家系を、現時点では正確に辿ることが不可能でも、在家の構造とその後の変遷を、およそ次のように辿れるのではなかろうか。すなわち、灌漑用水の便が良く平坦な場所を在家付田としていた13の在家は、佐藤、佐々木の緩やかな同族集団（本・分家関係の有るもの）と、分家を持たないものとが有った。その後、徐々に耕地開発が進み、分家により戸数が増しても、錯闊が無かつたために、強固な同族的紐帯の成立には至らなかった。戸数が増加して耕地開発もほぼ完了していた明治前期における土地所有状態をみても、錯闊は無い。分家も、本家からの耕地の分与によるよりも、自力開墾に頼った様相を示している。

このように、在家絵図当時における散居形態と経

営耕地（在家付田と屋敷周辺の畠）の孤立という性格は、その後の戸数増加によってもその構造を変えることはなく、のために強固な同族的紐帯も形成されなかつたと考えられよう。これとは逆に、同族的紐帯が存続した東日本における集村の成立はこのような小村落とは対極的なプロセス、すなわち複数の強固な同族集団の集住によると考えられよう。ただし惣的結合による集村化ではないので、緩やかな凝集という形態に近い。東日本においては、集居とは言っても畿内に典型的に見られるような大きい集村が少なく、疎塊村的村落²⁹⁾が卓越するのもそのためと考えられよう。さもなければ同族集団の凝集を見ずに同族的紐帯の枠組の存続のみに終始した本寺タイプの小村落か、それが欠如または完全に消滅している胆沢扇状地タイプの散居村落であろう。

在家の成立・変遷およびその性格をめぐる問題、散居村落および小村落と集居村落との本質的相違などの諸点について、いさか大胆な筆者の考えを述べさせて頂いた。在家絵図当時の小村落の孤立的性格を長く持続しながらも、灌漑水利をめぐって番水が行われていたことが示すように、現在の村落構造に関しても村落共同体的紐帯と村落形態との関係を直結させる事には慎重であるべきであろう。再三指摘した如く、いずれも複雑な歴史的背景の上に成立しているからである。

なお、中世末・近世初頭における在家の屋敷名化は、史料にみる佐藤在家が、安永風土記において佐藤屋敷に変わっていることからもわかる。屋敷名化した近世初頭においての3～4町歩以上の大規模經營百姓（在家）と中世の小規模經營の農民としての在家との関係については、後日、論を改めたい。

（謝辞）

本研究に当たり多大の御教示と御尽力を賜った一関市教育委員会の工藤武氏をはじめ教育委員会各位、一関市博物館の相馬美貴子氏をはじめ博物館各位、また同市厳美町の阿部一彦氏、佐藤貢氏、佐々木知男氏など厳美町の各位に対して深甚の謝意を表します。

（注）

- 1) 江戸時代は五串村に属し、東隣とともに端郷となっている。
- 2) 原図は中尊寺の讚衡堂に収蔵保管。また複製版は一関市博物館に常設展示され同展示図録の20頁にも収録されている（同館1997年発行）。筆

者は、一関市教育委員会の工藤武氏が現地説明会用に入念にトレースされた図面を、御好意により使用させて頂いた。

- 3) 大石直正、「陸奥国中尊寺領の構成」東北学院大学論集 歴史学・地理学3号、1972.4。同、「中尊寺領骨寺村の成立」東北学院大学東北文化研究所紀要15号、1984。
- 4) 吉田敏弘、「莊園絵図読解の視覚」（小山靖憲・佐藤和彦『絵図にみる莊園の世界』東京大学出版会、1987）。
- 5) 吉田敏弘、一関市本寺地区の農村景観—その意義と保全にむけての提言—、ヒストリア202号、79～92頁、2006。
- 6) 吉田敏弘『絵図と景観が語る骨寺の歴史』本の森、2008。
- 7) 一関市埋蔵文化財調査報告書第1集～9集、一関市教育委員会、1999～2008。
- 8) 読田慶恩『東国在家の研究』法政大学出版局、1977。
- 9) 文保2年（1318）の「骨寺村所出物注文」には骨寺村所出物日記事として、佐藤五、佐藤二郎の2字の作田分在家を含めて9字の作田分在家と、四郎五郎田屋敷分を含めて4字の田屋敷分在家の、合計13字の在家を挙げている。森嘉兵エ監修『岩手県農業史』 pp.13～14、岩手県、1979。前掲8) 122～124頁。
- 10) 前掲2)。
- 11) 和歌山県立博物館の2009年度企画展「紀伊の國の莊園絵図」において平安時代後期作製とされる持田莊絵図の実物大の複製版が展示されたので、筆者は入念に確認した。複製版は同館所蔵。写真版は、西岡寅之助編『日本莊園絵図集成・下』55頁、1977年、東京堂に収録。
- 12) 姫路市安富。建築年代は不明であるが安土桃山時代以前であることは確実で、保存公開されている。
- 13) 神戸市北区山田町衝原。^{つくはら} いつ建築されたか分らないほど古いが、中世の建築であることは確実で、創建時の様式に戻して保存公開されている。
- 14) 西日本では今治市の片山内福間遺跡の住居を復原した小さい民家（愛媛県歴史博物館）など。柱跡を特定することが困難なため、掘立柱式民家の検出例は少ないが、東北地方でも好島莊の、いわき市の下坂遺跡では15世紀から16世紀後葉の建物跡が検出されており、面積は10～20m²と小さい。いわき市教育委員会『いわき市埋蔵文

- 化財報告書第17冊』1987
- 15) 一関市埋蔵文化財報告書第5集『骨寺村莊園遺跡』, 34頁, 2004。
 - 16) 近世後期に信越にまたがる秋山を訪れた鈴木牧之はその著の中で、萱壁の民家が土壁に変わつてゆく様子に注目し、萱壁が古い形態であることを記している。鈴木牧之『秋山紀行・夜職草』28~67頁, 東洋文庫・平凡社, 2001。掘立柱式ではないが、秋山から移築され「日本民家集落博物館」(豊中市)で公開保存されている庄屋クラスの民家が唯一である。アイヌのチセにも似ており、寒冷地に適した様式として、かつては各地に存在したことがうかがわれる。
 - 17) 盛岡法務局一関支部所蔵。一関市に残されている土地台帳と対照することができる。とともに、明治22年(1890)頃の作成。
 - 18) 東北地方では著名な富沢遺跡(仙台市太白区), 後河原遺跡(仙台市)などで古代・中世の水田遺構から大畦畔が検出されている。登呂遺跡(静岡市)でも矢板で画された弥生時代後期の大畦畔区画水田の中に、当時の技術では検出できなかった小畦畔区画が存在したことが、近年の遺跡の発掘からも確実視されている。
 - 19), 注6) 吉田敏弘『絵図と景観が語る骨寺の歴史』53頁, 本の森, 2008。
 - 20), 筆者は明治の図面と対照しながら徒歩での現地踏査を行い、道路の曲率や道路が耕地面よりも高く恒久的なものであるなどの点から、「中道」こそ在家絵図に描かれている東西方向の道路の一本であることを確認した。その西端から在家絵図には描かれていらないものの、明治の図面に見える南北方向の小径が現存することも確認した。こうして筆者は、両者の交叉点の東の雑木林に宇那根社の位置を求めた。
 - 21) 永原慶二・稻垣康彦編『中世の社会と経済』東京大学出版会, 153~214頁, 1969。
 - 22) 竹内理三『体系日本史叢書・土地制度史I』6~14頁, 257~267頁, 山川出版, 1973。同書に史料欠如に起因する畠地子研究の困難さが指摘されて以来、定見はない。
 - 23) 前注9), 嘉暦3年(1328)経蔵別当の「去渡状」に基づいて13の在宅は10年間売却されている。ここに、在宅は土地に対して所有権を有していないのに下地得分と税を支払う事による隸農的身分、という考えが生まれる。これに対する筆者の考えは、耕地に対しての永続的請作権(実質的な所有権)が既に成立しているから下地得分権や所當権が売却されても隸農的身分ではないと、正反対の立場になる。
 - 24) 拙稿「胆沢扇状地における近世の散居村落」人文地理43-4, 1991, 1~23頁。同「保有地の復原から考究する歴史時代における散居村落・小村落の成立と構造—胆沢扇状地の事例(1)— 新潟大学教育人間科学部紀要・人文社会科学編7-1, 51~66頁, 2004。
 - 25) 有賀喜左エ門著作集『同族と村落』未來社, 2001, 同V『村の生活組織』未來社, 2001など。
 - 26) 番頭制については、渡辺澄夫『機内莊園の基礎構造・(下)』1~193頁, 吉川弘文館, 1970が端緒である。近年は日根野荘の「政基公旅引付」の分析などから番頭の役割が明らかになりつつある。『泉佐野市史・5(史料編)』泉佐野市, 2001。
 - 27) 拙稿「近世越後の農村における同族集団マキの復元的研究」人文地理34-4, 1982, 56~74頁。
 - 28), 注6), 吉田敏弘『絵図と景観が語る骨寺の歴史』100頁, 本の森, 2008。
 - 29) 石原潤, 「集落形態と村落共同体」人文地理17-1, 1965。東日本には疎塊村や小村落が意外にも多い。宅地化の進展により変貌する前の状況が把握できる貴重な集落形態分布図となった。